

平成26年度 入札・契約制度の改善について

1 建設工事に係る瑕疵担保保証金制度の導入について

工事請負契約書に定めている建設工事に係る^{かし}瑕疵担保責任を担保するため、受注者が保証金を寄託する^{かし}瑕疵担保保証金制度を次のとおり導入します。

(1) 対象工事

予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が1億5千万円以上の工事請負契約（ただし、解体工事等を除く。）

(2) 瑕疵担保保証金の額

契約金額の5%（契約保証金の額と同額）

なお、契約保証金について、履行保証保険に加入し、^{かし}瑕疵担保特約を付した場合などは^{かし}瑕疵担保保証金を免除することになります。

ちなみに、西日本建設業保証株式会社の履行保証には、現在、^{かし}瑕疵担保特約を付加することができないので、ご注意ください。この場合、原則として、工事完成届を提出する日までに、契約金額の5%相当額を^{かし}瑕疵担保保証金として納付していただくこととなります。

(3) 返還手続

従来、契約金額の5%相当額を契約保証金として契約締結時に納付していただき、工事完成後に返還していましたが、今後は、上記(1)の対象工事については、工事完成時に契約保証金は返還せず、^{かし}瑕疵担保保証金として振り替えさせていただきます。

なお、振り替えた^{かし}瑕疵担保保証金につきましては、これを充当することがない場合には、工事目的物の引渡しを受けた日（工事完成の認定日）から市で一旦留保し、その後、次の表に定める留保期間経過後に返還いたします。

* 留保期間

	留保期間
土木工事	2年
建築工事（木造以外）	2年
建築工事（木造）	1年
設備工事等	1年
その他別に定める工事	別に定める期間

(4) 実施時期 平成26年4月1日（同日以降に公告するものから実施します。）

2 尼崎市建設業者等級別格付基準及び尼崎市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要綱の改正について

市内工事業者を対象に、「ISO認証取得」、「エコアクション21認証取得」、「障害者雇用」、「保護観察対象者等雇用」「本市との災害時応援協定締結」を行い加点を申請した者に対して経営事項審査の評点に一定の加算をしていますが、平成26年度から、「男女共同参画推進事業者として認定された場合」で、加点を希望するものに対して5点を加点します。

以上
(契約・検査課)